

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第1回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年11月18日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

指摘事項	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の変更については、契約図書に基づき工事施工協議簿による書面で指示をすることとされているが、口頭にて指示を行っていた。【(2)公共柵設置工事その1(流通外):水道局下水道整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の設計図書の変更については、工事実施前に行う現場代理人と工事監督員との協議において、契約した建設工事請負契約の内容について再確認を求めるほか、設計変更に係る第18条の設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等について、受注者側に誤解のないよう十分な内容説明を行うとともに、当課職員に対し、工事監督員は契約書第9条に基づき書面により指示を行うよう、再度周知徹底を図った。

(担当:水道局下水道整備課)